2019 年 9 月

米子ガスをご利用のお客さま

米子市旗ヶ崎 2200 番地
米 子 ガ ス 株 式 会 社

消費税法の改正に伴うガス料金への反映について

平素は米子ガスをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019 年 10 月 1 日より、弊社は税込みのガス料金を改定いたします。※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う対応について

消費税法の改正により 2019 年 10 月 1 日から消費税率が 10%に変更されます。これに伴い、弊社は消費税率引き上げ分をガス料金へ反映させていただきます。

ただし、2019 年 9 月 30 日以前から継続してご契約中のお客さまには、「経過措置」として 10 月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

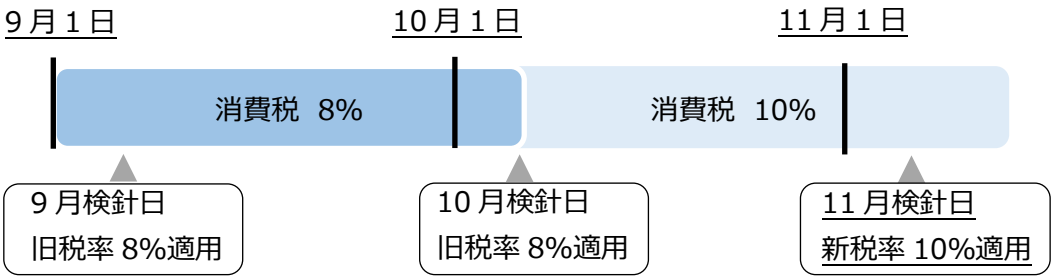

・消費税 10%の料金については、ご請求書等に記載の「19 年 11 月の料金表」をご覧ください。
※ただし、一部の外税料金のお客さま等には記載がございませんのでご了承ください。

・お客さまは、今回の変更内容をご承諾いただける場合は特段のお手続きは不要です。

お問合せ先 TEL0120-475-002 平日(月曜日～金曜日:除祝日) 午前 8：30～午後 5：00
米子ガス 窓口：お客様センター